

平成25年7月·8月号

今月の特集:血尿について



〜県立病院基本理念〜 県民に支えられた病院として 県民医療の最後の砦となる

CAN CA' ACA A C

発行 徳島県立三好病院 広報委員会 〒778-8503 **徳島県三好市池田町シマ**815 - **2** TEL 0883-72-1131 FAX 0883-72-6910 HP <u>http://www.tph.gr.jp/miyoshi/</u>

臨時看護師募集

県立三好病院では臨時看護師、 臨時准看護師を随時募集して います。

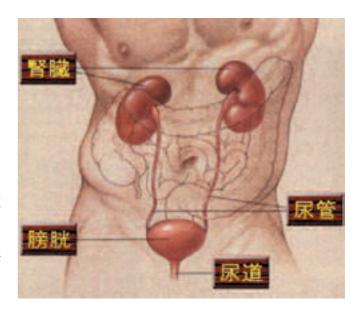
詳しくは県立三好病院看護局 (0883-72-1131)まで

血尿について

泌尿器科 楠原 義人 (現徳島県立中央病院)

1.はじめに

尿は、腎臓という臓器で産生されます。その後、尿管という管腔内を流れ、膀胱という袋状の臓器に貯められます。 尿がある程度貯まると、尿意を感じて尿道から体外へ排出されます。血尿はしたの尿産生から流出の過程に出血がある状態です。血尿はトインには気づく場合や、出血が少ない場合には気づく場合や、出血が少ない場合は、治療の必要が無い生理的な血尿も多いです。しかは、後述する病気による血尿もあり、詳しい検査をすることが勧められます。



2.血尿の原因

腎炎

わが国では慢性糸球体腎炎が多いことから、学童検診や40歳以上の成人の集団検診に検尿を義務づけることで、腎炎患者の早期発見を行っています。学校検尿は、昭和49年に開始されました。実際に、小・中学生の1%に症状のない血尿があります(顕微鏡で確認できる微量の出血です)。これら小学生の約半数は、一年以内に血尿が自然に消失すると報告されています。つまり、問題のない血尿も多くあります(運動、生理的なものなどです)。しかし、少数ですが腎炎による尿検査の異常を指摘される場合があります。腎炎は自覚症状が少ない病気です。そのため、気づかずに月日が経過する場合があります。その場合、次第に腎機能が低下し、腎不全に至ることがあります。腎炎には治療法がありますが、腎不全になると治療法がなく、透析療法が必要となる場合もあります。そのため、検診で血尿やたんぱく尿を指摘された場合には、病院(腎臓内科、小児科、泌尿器科)で検査することを強く勧めます。

悪性疾患(癌:がん)

検診で血尿を指摘されたうち、尿路の癌(膀胱癌など)である確率は1%以下

です。しかし、血尿は尿路に発生する癌の早期症状として重要です。その他の症状が進行するまで出現しないこともあるからです。そのため、早期発見のために、血尿があった場合に放置しないことが大切です。特に、高齢(60歳以上)になるほど発生する可能性が高くなるので、高齢者で血尿があった場合には検査が勧められます。早期発見であれば、尿路の癌は治癒できます。

尿路結石症

尿路の結石は、腎臓で発生することが多いです。これが、尿の流出路(腎臓尿管 膀胱)を移動し体外に排出されます。結石は、年齢を問わず発生します。症状は、腎臓結石では微量な血尿程度ですが、尿管結石では腰背部や下腹部に痛み、膀胱結石では排尿症状(頻回な尿意、残尿感など)を伴うことがあります。また、結石により尿の流れが悪くなると、尿路に細菌が出現し、下記の感染症になることがあります。1cm以下の結石であれば、自然に排出される可能性がありますが、排出されない場合には、手術(ESWL、TUL)が必要となります。

感染症 (膀胱炎、腎盂腎炎など)

尿が細菌やウイルスに感染した場合にも、血尿を呈することがあります。さらに、膀胱炎では排尿時の痛み、頻回な尿意、残尿感などがあります。膀胱の細菌が腎臓へ波及すると腎盂腎炎となります。この場合には38 を超えるような発熱があります。腎盂腎炎は治療が遅くなると致命的になる場合があり、特に高齢者では早急に病院を受診して下さい。

原因不明

検査を行っても、血尿の原因がわからないこともあります。自然に血尿が消失することもあります。しかし、尿路の癌や腎炎が疑われる場合や血尿が消失しない場合などには、定期的な尿検査で経過観察することがあります。

3. 最期に

学校検診や職場検診で血尿を指摘された場合、トイレで血尿があった場合には、 病院(腎臓内科、小児科、泌尿器科)で相談して下さい。

出典:腎と透析 Feb

御意見・御要望がございましたら、ホームページ、または院内御意見箱まで お願いします。広報誌バックナンバーは、ホームページにて御覧になれます。

シリーズ 三好病院部署紹介

今回は 臨床工学科 の紹介です

臨床工学技士 大田 哲也

臨床工学科は、"誰もが安心して安全に 使用できる医療機器の管理を行うこと"を 業務理念とし、臨床工学技士3名で業務を 行っています。

臨床工学技士は、看護師・薬剤師・診療 放射線技師・臨床検査技師・理学療法士と 並び医療技術者の一員であり、現在の医療 に不可欠な医療機器のスペシャリストです。

今回、臨床工学技士が行っている主な業 務を紹介します。



人工透析室での業務

人工透析室では血液透析を中心とした体外式血液浄化療法を行っています。血液透析は腎臓の機能が廃絶された場合に、生命の恒常性を維持する重要な治療です。その他、血漿交換や腹水濾過濃縮再静注法など特殊血液浄化療法を行っています。

呼吸治療業務

肺の機能が働かなくなり、呼吸が十分にできなくなった患者さんには呼吸を代行するための人工呼吸器という装置が装着されます。その際、臨床工学技士は人工呼吸器が稼働している場所へ行き、安全に装置が使用されているか、装置に異常がないかなどを確認します。また、人工呼吸器のメンテナンス・管理等も行っています。

集中治療業務

集中治療室では、手術をした後の患者さんや、呼吸・循環・代謝などの機能が急に悪くなり命に関わる患者さんを収容して集中的に治療を行います。臨床工学技士は、 人工呼吸器や血液浄化装置などの生命維持管理装置の操作や管理を行います。

心血管カテーテル業務

心臓カテーテル検査は、カテーテルを経皮的に心血管に挿入し、造影剤による形態的異常を検出したり、心臓内腔の圧力・酸素飽和度を測定し血行動態を把握する検査です。臨床工学技士は、画像診断装置(IVUS)の操作・補助循環装置の操作・ポリグラフの操作・ペースメーカーの操作・機器の保守点検等を行っています。

医療機器管理業務

医療施設の様々な分野で使用される医療機器を、安全に使用できるように、また機器の性能が維持できるように保守・点検を行います。さらに、医療機器を一括管理し効率的で適切な運用ができるようにしています。

これからも、チーム医療の一員として医療機器の操作と管理を通して、より質の高い医療サービスを提供できるように取り組んで参ります。